

由良町学習教室申込要項

1 目 的

由良町民の要請に応じて、由良町が職員を派遣し、本町の事業、文化財及び施設等の情報を提供する学習教室を実施することにより、その事業等の理解を図るとともに、町民の学びの機会とすることを目的とする。

2 内 容

町各課等が、由良町民の要請に応じて別紙「由良町学習教室メニュー」に掲載した学習教室を実施する。

3 対 象

町民で構成された各種団体及び由良町内の小中学校の児童・生徒を対象とし、対象人数は概ね5名以上とする。ただし、実施する学習教室の利用目的が営利、政治又は宗教等に関する場合は対象外とする。

4 経 費

職員の派遣に要する経費は、学習教室を実施する担当課（以下「各学習教室担当課」という。）が負担する。ただし、会場設営経費及び有料の資料等が必要な場合は申込者の負担とする。

5 申込方法

由良町学習教室の総合窓口は由良町教育委員会教育課とする。

申込者は、別紙「由良町学習教室メニュー」に掲載されている希望する学習教室の日程、場所及び内容等を伝え、各学習教室担当課へ必要に応じ申請を行い、実施の調整を行うものとする。

6 その他

申込者は、受講後、アンケート用紙に感想等を記入し、由良町教育委員会教育課へ提出するものとする。

由良町教育委員会教育課

TEL 0738-65-1800

FAN 0738-65-3290